〔規 定〕

第1条(元利金返済額等の自動支払)

- 1. 借主は、元利金の返済のため、各返済日(返済日が貴行の休日の場合には、その日の翌営業日。以下同じ。)までに毎回の元利金返済額(半年ごと増額返済併用の場合には、増額返済日に増額返済額を毎月の返済額に加えた額。以下同じ。)相当額を返済用預金口座に預け入れておくものとします。
- 2. 貴行は、各返済日に普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず、返済用預金口座から払い戻しのうえ、毎回の元利金の返済にあてます。ただし、返済用預金口座の残高が毎回の元利金返済額に満たない場合には、貴行はその一部の返済にあてる取扱いはせず、返済が遅延することになります。
- 3. 毎回の元利金返済額相当額の預け入れが各返済日より遅れた場合には、元利金返済額と損害金の合計額相当額が預け入れられるまで、貴行は元利金返済額と損害金の合計をもって前項と同様の取扱いができるものとします。
- 4. 借主は、借入金の担保・保証に関連して負担する不動産登記費用、保証料、事務取扱手数料、火災保険料および本借入に関する貴行の立替費用を第2項と同様の方法で支払うこととし、その手続きを貴行に委任します。

第2条(繰り上げ返済)

- 1. 借主が、この契約による債務を期限前に繰り上げて返済できる日は、借入要項に定める毎月の返済日とし、この場合には繰り上げ返済日の3営業日前までに、貴行所定の書面で通知するものとします。
- 2. 繰り上げ返済により毎月返済部分の未払利息がある場合、および半年ごとの増額返済部分の未払利息がある場合には、繰り上げ返済日に支払うものとします。
- 3. 繰り上げ返済をする場合には、貴行店頭に示された所定の手数料を支払うものとします。
- 4. 一部繰り上げ返済をする場合には、前3項および下表によるほか、貴行所定の方法により取扱うものとします。

	毎月返済のみの場合	半年ごと増額返済併用
繰り上げ返済できる金額	繰り上げ返済日に続く月単位の返済元金 の合計	下記の(1)(2)の合計額 (1)繰り上げ返済日に続く6か月単位に取りまとめた毎月の返済元金 (2)その期間中の半年ごと増額返済元金
返済期日の繰り上げ	返済元金に応じて、以降の各返済日を繰り上げます。この場合にも繰り上げ返済後に適用する 利率は、借入要項記載どおりとし、変わらないものとします。	

また、変更後に毎月および半年ごとの返済額を減額して返済期間を変更しないこともできるものとします。

第3条(担保)

- 1. 担保価値の減少、借主または保証人の信用不安等の債権保全を必要とする相当の事由が生じた場合には、貴行からの請求により、借主は遅滞なくこの債権を保全しうる担保、保証人を立て、またはこれを追加、変更するものとします。
- 2. 借主は、担保について現状を変更し、または第三者のために権利を設定もしくは譲渡するときは、あらかじめ書面により貴行の承諾を得るものとします。貴行はその変更等がなされても担保価値の減少等債権保全に支障を生ずるおそれがない場合には、これを承諾するものとします。
- 3. この契約による債務の期限の到来または期限の利益の喪失後、その債務の履行がない場合には、担保および貴行の占有している借主の動産、手形その他の有価証券は、必ずしも法定の手続きによらず、一般に適当と認められる方法、時期、価格等により貴行において取立または処分のうえ、その取得金から諸費用を差し引いた残額を法定の順序にかかわらず、この契約による債務の返済にあてることができるものとし、なお残債務がある場合には、借主はただちに返済するものとします。また、この契約による債務の返済にあてた後、なお取得金に余剰を生じた場合には、貴行はこれを取立または処分前の当該担保等の所有者に返還するものとします。
- 4. 借主の差し入れた担保について、事変、災害、輸送途中のやむをえない事故等貴行の責めに帰すことのできない事情によって損害が生じた場合には、貴行は責任を負わないものとします。

第4条 (期限前の全額返済義務)

- 1. 借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、貴行からの通知催告がなくても、借主はこの契約による債務全額について当然に期限の利益を失い、借入要項記載の返済方法によらず、ただちにこの契約による債務全額を返済するものとします。
 - ①借主が返済を遅延し、貴行から書面により督促しても、次の返済日までに元利金(損害金を含む)を返済しなかったとき。
 - ②支払の停止または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始もしくはこれらに類する国内法または国外法上の手続開始の申立があったとき。
 - ③手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。
 - ④借主または保証人の預金その他の貴行に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。
- ⑤借主が住所変更の届出を怠るなど借主の責めに帰すべき事由によって、貴行に借主の住所が不明となったとき。
- 2. 次の各場合には、貴行からの請求によって、借主はこの契約による債務全額について期限の利益を失い、借入要項記載の返済方法によらず、ただちにこの契約による債務全額を返済するものとします。
- ①借主が貴行取引上の他の債務について期限の利益を失ったとき。
- ②担保の目的物について差押または競売手続の開始があったとき。
- ③借主が第3条第1項(増担保請求)もしくは第2項(担保物件の処分制限)または第9条(代り証書等の差し入れ)の規定に違反したとき。
- ④保証人が前項または本項の各号(前項4号を除く)に一つにでも該当したとき。
- ⑤前各号のほか、借主の信用状態に著しい変化が生じるなど元利金(損害金を含む)の返済ができなくなる相当の事由が生じたとき。
- 3. 前項において、借主が貴行に対する住所変更の届出を怠り、あるいは借主が貴行からの請求を受理しないなど、借主の責めに帰すべき事由により、貴行からの請求が延着しまたは到達しなかった場合には、通常到達すべき時に期限の利益が失われたものとしま

す。

第5条(反社会的勢力の排除)

- 1. 借主または保証人が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
 - ①暴力団等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - ④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- ⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2. 借主または保証人は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約いたします。
- ①暴力的な要求行為
- ②法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴行の信用を毀損し、または貴行の業務を妨害する行為
- ⑤その他前各号に準ずる行為
- 3. 借主または保証人が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項の各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、借主および保証人との取引を継続することが不適切である場合には、借主および保証人は、貴行から請求があり次第、貴行に対するいっさいの債務の期限の利益を失い、直ちに債務を返済します。
- 4. 前項の規定の適用により、借主または保証人に損害が生じた場合にも、貴行になんらの請求をしません。また、貴行に損害が生じたときは、借主または保証人がその責任を負います。
- 5. 第3項の規定により、債務の弁済がなされたときに、本約定は失効するものとします。

第6条(貴行からの相殺)

- 1. 貴行は、この契約による債務のうち各返済日が到来したもの、および第4条または第5条によって返済しなければならないこの契約による債務全額と、借主の貴行に対する預金その他の債権とを、その債権の期限が到来したか否かにかかわらず、いつでも相殺することができるものとします。この場合、書面によりその結果を通知するものとします。
- 2. 前項によって相殺をする場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金その他の債権の利率については、預金規定等の定めによります。ただし、期限未到来の預金等の利息は、期限前解約利率によらず約定利率により1年を365日とし、日割りで計算します。

第7条(借主からの相殺)

- 1. 借主は、この契約による債務と期限の到来している借主の貴行に対する預金その他の債権とを、この契約による債務の期限が未到来であっても、次の各号を除き相殺することができるものとします。
 - ①返済または相殺につき法令上の制約があるとき。
 - ②貴行と借主との間の期限前返済を制限する約定があるとき。
 - なお、貴行に預金保険法に定める保険事故が生じた場合には、借主の貴行に対する預金債権は期限が到来したものとします。
- 2. 前項によって相殺をする場合には、相殺計算を実行する日は借入要項に定める毎月の返済日とし、相殺できる金額、相殺に伴う手数料および相殺計算実行後の各返済日の繰り上げ等については、第2条に準じるものとします。この場合、相殺計算を実行する日の7日前までに貴行へ書面により相殺の通知をするものとし、預金その他の債権の証書、通帳は届出印を押印してただちに貴行に提出するものとします。
- 3. 第1項によって相殺をする場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金等の利率については預金規定等の定めによります。ただし、第1項なお書の場合には、預金の利率については約定利率により1年を365日とし、日割りで計算します。

第8条(債務の返済等にあてる順序)

- 1. 貴行から相殺する場合に、この契約による債務の他に貴行取引上の債務があるときは、貴行は債権保全上等の事由により、どの債務との相殺にあてるかを指定することができ、借主はその指定に対して異議を述べないものとします。
- 2. 借主から返済または相殺する場合に、この契約による債務のほかに貴行取引上の他の債務があるときは、借主はどの債務の返済または相殺にあてるかを書面により指定することができます。なお、借主がどの債務の返済または相殺にあてるかを指定しなかったときは、貴行が指定することができ、借主はその指定に対して異議を述べないものとします。
- 3. 前項の借主の指定により、債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、貴行は遅滞なく異議を述べ、担保、保証の状況等を考慮してどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。
- 4. 第2項のなお書および第3項によって、貴行が指定する借主の債務については、その期限が到来したものとします。

第9条(代り証書等の差し入れ)

事変、災害、輸送途中のやむをえない事故等貴行の責めに帰すことのできない事情によって証書その他の書類が紛失、滅失または損傷した場合には、借主は、貴行の請求によって代り証書等を差し入れるものとします。

第10条(印鑑照合)

貴行が、この取引にかかる諸届その他の書類に使用された印影をこの契約書に押印の印影または返済用預金口座の届出印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取扱ったときは、それらの書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、貴行は責任を負わないものとします。

第11条(費用の負担)

次の各号に掲げる費用は、借主が負担するものとします。

①抵当権または根抵当権の設定、抹消または変更の登記に関する費用。

- ②担保物件の調査または取立もしくは処分に関する費用。
- ③借主または保証人に対する権利の行使または保全に関する費用。

第12条(届出事項)

- 1. 氏名、住所、印鑑、電話番号その他貴行に届けた事項に変更があったときは、借主はただちに貴行に書面で届出るものとします。
- 2. 借主が前項の届出を怠ったため、貴行が借主から最後に届出のあった氏名、住所にあてて通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとします。

第13条(成年後見人等の届出)

- 1. 借主について家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、ただちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって、貴行に届けるものとします。
- 2. 借主について家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、ただちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって、貴行に届けるものとします。
- 3. すてに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に届けるものとします。
- 4. 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届けるものとします。

第14条(報告および調査)

- 1. 借主は、貴行が債権保全上必要と認めて請求した場合には、担保の状況ならびに借主および保証人の信用状態についてただちに報告し、また調査に必要な便益を提供するものとします。
- 2. 借主は、担保の状況、または借主もしくは保証人の信用状態について重大な変化を生じたとき、または生じるおそれのあるときは、貴行から請求がなくても報告するものとします。

第15条(債権譲渡)

貴行は、将来この契約による債権を他の金融機関等に譲渡(信託を含む)することができます。

第16条(団体信用生命保険)

借入要項において、団体信用生命保険を「あり」とした場合には、借主は保証人とともに次のとおり約定します。

- 1. 借主は、貴行が指定した団体信用生命保険に加入することに同意します。この場合、貴行または貴行が指定した者を保険契約者、借主を被保険者、貴行または保証会社(借主が保証を委託した保証会社をいう。以下同じ。)を保険金受取人とします。
- 2. 前項の生命保険契約額は借入金額相当額とし、保険料の負担は貴行の負担とします。なお保険契約額は借入金の返済により減額します。
- 3. 借主に万一保険事故が発生し保険金請求権が生じたときは、貴行または保証会社がその保険金を受領します。貴行が保険金を受領した際には、借主の貴行に対する債務の期限にかかわらず、その債務を限度として充当して異議ありません。また、保証会社が保険金を受領した際には、借主の貴行に対する債務の期限にかかわらず、当該保険金をもって保証会社が借主の貴行に対する債務を借主に代わって弁済することに異議ありません。ただし、保険金が債務額に不足するときまたは団体信用生命保険申込書兼告知書の不実記載、保険約款の免責条項抵触、および被保険者がこの被保険者団体の保険金額の限度を超えた場合等により保険金を受領できない場合には債務残額について支払義務のあることを確認します。
- 4. 借主が期限の利益を失った場合、貴行は保険料の支払を停止することができるものとします。

第17条 (準拠法・合意管轄)

- 1. 本規定および本規定が適用される諸取引の契約準拠法は日本法とします。
- 2. この契約にもとづく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、貴行本店またはこの取引の属する支店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

第18条 (規定書の変更)

- 1. 貴行は、本規定に基づき、次に掲げる場合には、規定書の変更をすることにより、変更後の規定書の条項について合意があったものとみなし、個別に借主と合意することなく契約の内容を変更することができます。
 - ①規定書の変更が、借主の一般の利益に適合するとき。
 - ②規定書の変更が、法令、経済情勢、経営状況の変化・変動その他の事情に照らして合理的なものであるとき。、
- 2. 貴行は、前項の規定による規定書の変更をするときは、その効力発生時期を定め、かつ、規定書を変更する旨および変更後の規定書の内容ならびにその効力発生時期をインターネットの利用その他の適切な方法により周知するものとします。

(保証)

- 1. 保証人は、借主の委託を受けて、借主が本契約によって貴行に対して負担するいっさいの債務について、借主と連帯しかつ保証人相互間も連帯して保証債務を負い、その履行については、本契約に従います。
- 2. 保証人は借主の貴行に対する預金その他の債権をもって相殺権を主張して保証債務の履行を拒絶しません。
- 3. 保証人が借主のため貴行に対し他に保証をしているときは、その保証はこの保証契約により変更されないものとし、また、ほかに限度額の定めのある保証をしている場合には、その保証限度額にこの保証の額を加えるものとします。なお、貴行の都合によって担保もしくは他の保証を変更、解除しても免責を主張しません。
- 4. 保証人が保証債務を履行した場合、代位によって貴行から取得した権利としての担保権等(以下「本件担保権」という。)は、借主と貴行との取引継続中は、貴行の同意がなければこれを行使しません。もし、貴行の請求があれば、本件担保権または本件担保権にかかる順位を貴行に無償で譲渡します。
- 5. 借主は、貴行に対し、保証契約締結日において、以下記載事項に関して保証人に誤認を生じさせない正確かつ十分な情報を保証人に提供したことを表明および保証します。
- ①借主の財産および収支の状況
- ②借主が貴行以外との取引によって負担している債務の有無ならびにその額および履行状況
- ③借主が貴行との取引において担保として他に提供し、または、提供しようとするものがあるときは、その旨およびその額
- 6. 保証人は、貴行に対し、前項各号に掲げる事項に関して保証人に誤認を生じさせない正確かつ十分な情報であるとして借主より情報提供を受けたことを表明および保証します。

- 7. 前項に誤りがあり、もしくは不正確であったことが判明した場合には、保証人は、(保証人が複数の場合には連帯して) 貴行が被ったいっさいの損害、損失、費用等を賠償し、補償するものとします。
- 8. 貴行は、保証人より請求があったときは、遅滞なく、主たる債務の元本および利息、違約金、損害賠償等その債務の従たる全てのものについての不履行の有無ならびにこれらの残額およびそのうち弁済期が到来しているものの額に関する情報を提供します。
- 9. 貴行が原債務の保証人およびこれらの債務を引き受けた者ならびにこれらの包括承継人のいずれか1人に対して履行の請求をしたときは、借主および請求を受けた者以外の他の保証人に対しても、その履行の請求の効力が生じるものとします。
- 10. (保証人が法人である場合) 保証人は、本契約を締結するに際し、法令・定款その他必要な所定の手続を経ていることを保証します。

(連帯債務の場合)

連帯債務(親子リレー型ローン等)の場合は、次によるものとします。

- 1. 貴行からの借主に対する請求・連絡・諸通知は、甲乙いずれか一方に対してなされれば、双方に対して効力を生ずるものとします。
- 2. 表記の返済用預金口座は甲のものであることを確認し、規定第1条による返済用預金口座からの元利金の返済については、貴行は借主がこの契約によって負担する債務について、甲が返済したものとして取扱うものとします。
- 3. 規定第2条による繰り上げ返済、第4条または第5条による返済、第7条による相殺の場合、および第16条により返済に充当した場合も、貴行はその者が返済したものとして取扱うものとします。
- 4. 甲および乙は、貴行が相当と認めるときは、一方の連帯債務者に対して債務の免除または担保の変更・解除をしても、他の連帯債務者が責を主張しないものとします。

(保証提携先(または保険者)がある場合)

規定第4条により、借主にこの債務全額の返済義務が生じた場合には、貴行はこの債務の保証提携先(または保険者)に対してこの債務全額返済を請求することになります。

保証提携先(または保険者)が借主に代わってこの債務全額を貴行に返済した場合は、借主は保証提携先(または保険者)にこの債務全額を返済することになります。

以上